

しまね就職活動等応援助成金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が島根県内での就職を希望する大学生等の就職活動に要する経費及びインターンシップ等への参加に要する経費に対し予算の範囲内において本助成金を交付することで、大学生等の島根県内就職を促進し、島根県内企業の人材確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校並びに各都道府県条例等に基づき設置する農業大学校、林業大学校その他これらに相当するものとして財団が認めるもの（研修課程を除く）をいう。

(2) 大学生等

島根県内外の大学等に在籍している学生（高等専門学校については、4年生以上に限る。）で、財団の「しまね登録」に登録している者をいう。

(3) 県内企業

島根県内に就業場所となる事業所等を開設している、又は当該事業所等を開設する見込みのある企業（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。

(4) 事業所等

本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。

(5) 居住地

住民票の所在の有無にかかわらず、所属する大学等への通学にあたり社会通念上適当と認められる場所（県外出身者が県内大学に通うために県内市町村に居住する場合は、県内市町村を居住地と判断する。）

(6) 県内目的地

県内企業の島根県内の事業所等の所在地、第8号に規定する就職活動の場所、第9号に規定するインターンシップ等の実習場所をいう。

(7) 経由地

居住地から県内目的地に移動する際に経由する宿泊先（実家等）をいう。ただし、経由地として認める地域は中国5県に限る。

(8) 就職活動

県内企業が大学生等を採用するために島根県内で実施する説明会（他の団体が主催する合同企業説明会において当該企業が説明をする場合を含む。）、面接、適性試験、筆記試験及び企業見学並びに県内企業が島根県内で実施する次号に規定するインターンシップ等に参加することをいう。

(9) インターンシップ等

県内企業の島根県内での事業所等において行う就業体験等（別途助成制度のある島根県中小企業団体中央会が実施するIT技能習得促進インターンシップを除く。）をいう。

(10) 特定助成金

国、県、市町村その他公的機関等（以下「他団体」という。）が運用している県内就職の促進を目的とした交通費又は宿泊費に対する助成金をいう。

(助成金の内容)

第3条 助成金の対象者、対象経費等は、次表のとおりとする。

しまね就職活動応援助成金					
(1) 対象者	島根県内で就職活動又はインターンシップ等（以下「就職活動等」という。）をする大学生等				
(2) 対象経費	<p>島根県内での就職活動等のために、居住地から県内目的地等（経由地を含む。）の間を移動した場合に要する交通費及び宿泊費（いずれも領収書等の提出が可能なものに限る。）。助成対象となる交通手段等は別表のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる交通費 就職活動等の開始日から起算して30日前の日から就職活動等の実施日又は就職活動等の終了日から起算して30日後の日までの移動に係るもの ・対象となる宿泊費 就職活動等の実施日及びその前日に係るもの <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊費上限額</td> <td style="text-align: center;">宿泊数上限</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9,800円（税込）／日</td> <td style="text-align: center;">10泊／就職活動等1回</td> </tr> </table> <p>上記に該当する交通費及び宿泊費のうち、県内企業等からの支給又は特定助成金の交付金額を除いた自己負担分を助成対象とする。</p>	宿泊費上限額	宿泊数上限	9,800円（税込）／日	10泊／就職活動等1回
宿泊費上限額	宿泊数上限				
9,800円（税込）／日	10泊／就職活動等1回				
(3) 対象外とする場合	<p>以下のいずれかに該当する場合は助成の対象外とする。</p> <p>①交通費部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地から県内目的地までの片道交通費（税込）が3,000円未満の場合 ・インターンシップ等で複数日にわたり県内企業を訪問する場合の滞在地（経由地又は宿泊先）から県内目的地までの各日の交通費 <p>②宿泊費部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地と県内目的地が同一市町村の場合 <p>③交通費・宿泊費共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経由地が中国5県以外の地域であって、島根県内での就職活動等を目的とした移動の観点から一般的に合理的でない経路と考えられる場合 ・行政機関（国、県、市町村等）やその関連機関（自衛隊、警察、消防、公立病院等）が自らの採用のために実施する就職活動等へ参加をする場合 ・教員免許、保育士資格等の資格取得のために必要な実習に参加する場合 ・内定、内々定者への説明会や懇親会に参加する場合 ・その他、財団が助成対象外と判断した場合 				
(4) 助成率	10/10				
(5) 限度額	90,000円（年度当たり）				

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、原則として、事前に財団ジョブカフェしまねサイトの専用フォームから仮申請することとする。

2 助成金の交付申請をする者は、交付申請書（様式第1号）に次表に掲げる書類イ～オを添え、規定する提出期限までに財団に提出しなければならない。

申請に必要な書類	提出期限
ア 交付申請書（様式第1号） イ 訪問先企業証明書 ウ 交通費・宿泊費の領収書等 エ 振込先の通帳（見開き1枚目）又は キャッシュカードの写し オ 学生証又は在学証明書の写し	就職活動を行った日又はインターンシップ等の 実習最終日から起算して30日を経過した日又 は就職活動を行った日の属する年度の翌年度4 月10日のいずれか早い日（該当日が土、日又は 祝日の場合は直前の営業日）

3 申請に必要な書類は、すべて申請者本人名義のものに限る。

（交付決定）

第5条 財団は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めたときは、支払通知書（様式第2号）により、助成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を当該申請者に通知する。なお、助成金の交付を決定した場合は、助成金交付申請書の受理日から原則として45日以内に助成金を交付することとする。

2 前条に規定する助成金の交付申請が適当でないとは判断したときは、助成非該当書（様式第3号）により通知する。

（助成情報等の提供）

第6条 財団は、他団体からこの助成金と重複した助成を避けることを目的として、特定助成金交付決定の際に必要な次に掲げる事項の問い合わせを受けた場合（氏名、大学等の名称等により該当者を特定の上、問い合わせを受けた場合に限る。）は、当該他団体に次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 訪問日付及び訪問企業
- (2) 申請した交通費及び宿泊費に関する情報
- (3) 他団体からの交通費及び宿泊費の支給額に関する情報
- (4) その他他団体が交付申請の審査に必要であると財団が認める情報

2 第4条第1項の規定により、交付申請に必要な情報を入力した者又は同条第2項の規定により交付申請をした者は、前項の情報の提供に同意をしたものとみなす。

（助成金の返還）

第7条 財団は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は財団が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年3月1日から適用する。ただし、施行期日の属する年度における第2条第6号及び別表1の規定の適用は、「10月1日」とあるのは「3月1日」と読み替えるものとする。

（しまねUIターン就職活動応援助成金交付要綱の廃止）

2 しまねUIターン就職活動応援助成金交付要綱（平成31年4月19日施行）は、令和3年2月

28日に廃止する。

(経過措置)

3 附則第2項の規定による同要綱の廃止の際、現に同要綱の規定により助成対象となっている就職活動等に対する助成金の取扱いは改正前の要綱の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和4年4月1日以降の就職活動等に適用し、令和4年3月31日以前の就職活動等については、改正前の別表2の規定を適用する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和4年10月1日以降の就職活動又はしまね学生インターンシップに適用し、令和4年9月30日以前の就職活動等については、改正前の規定を適用する。

(しまね学生インターンシップ助成金交付要綱の廃止)

3 しまね学生インターンシップ助成金交付要綱（平成27年4月1日施行）は、令和4年9月30日に廃止する。

(経過措置)

4 附則第3項の規定による同要綱の廃止の際、現に同要綱の規定により助成対象となっているしまね学生インターンシップに対する助成金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月22日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和5年10月1日以降の就職活動又はしまね学生インターンシップ等に適用し、令和5年9月30日以前のものについては、改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和6年4月1日以降の就職活動又はしまね学生インターンシップ等に適用し、令和6年3月31日以前のものについては、改正前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和7年4月1日以降の就職活動又はしまね学生インターンシップ等に適用し、令和7年3月31日以前のものについては、改正前の規定を適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和8年4月1日以降の就職活動又はインターンシップ等に適用し、令和8年3月31日以前のものについては、改正前の規定を適用する。

別表 助成対象となる交通手段等（第3条関係）

	交通手段等	対象区分	対象経費・提出書類等	
交通費に関するもの	航空機、フェリー・高速船、新幹線・特急電車、高速バス	対象	提出書類	領収書(写し可)又はオンライン決済等のコピー
	路線バス、普通列車	対象	提出書類	領収書(写し可)又はICカードの利用明細等
	ガソリン代、レンタカー代、高速道路代、駐車場代	対象外		
	タクシー	対象外	(自然災害等の発生により遅延・運休が発生し移動が困難と判断され、その証明ができる場合に限り対象)	
	寝台列車	対象	対象経費	申請者分の運賃・特急料金及び寝台料金(上限9,800円)ただし、寝台料金は乗車日が就職活動等の実施日及びその前日に係る場合に限り対象
			提出書類	領収書(写し可)又はオンライン決済等のコピー
宿泊費に関するもの	宿泊費 ※宿泊税、入湯税含む ※旅館業、住宅宿泊事業法による営業許可をもつ施設に限る	対象	対象経費	就職活動等の実施日及びその前日に係る宿泊費(9,800円/泊、10泊/就職活動等1回)
			提出書類	領収書(写し可)又はオンライン決済等のコピー
	宿泊費に含まれない飲食代、追加料理代、延長料金	対象外		
その他	移動と宿泊がセットになっている旅行商品	対象	原則交通費と宿泊費の区別ができるものに限り対象	
	キャンセル代、払戻手数料	対象外	(申請者の責めに帰すべき事由ではない場合(企業都合、自然災害等)で、その証明ができる場合に限り対象)	
	旅券等手配時の手数料等	対象外		
	航空機利用時の手荷物預け料	対象外		
	フェリー利用時の車両航送運賃	対象外		